

東日本大震災復興関連事業の精査について

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復旧・復興を早期に実現していくことは、被災地の方々をはじめ国民全体にとって喫緊の課題である。

本年4月に発足した東日本大震災復興構想会議においては、これまで、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想に関して精力的に議論が行われ、「復興への提言」が6月25日にとりまとめられたところである。

この提言においては、「復興のための個々の事業については、その立案段階より、費用対効果や効率性の観点を重視し、真に必要かつ有効な事業となるよう、十分な配慮がなされるべきである。」、「被災地の復興は、市町村、県、国の相互協力関係の下、それぞれが分担すべき役割・施策を明確にし、諸事業を調整しつつ計画的に行う。」、「一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。」、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。」とされている。これを踏まえ、政府において復興に関する基本方針が決定される予定となっている。

今後、上記提言及び基本方針に沿って立案される事業（以下「復興関連事業」という。）の検討が進められていくこととなるが、復興関連事業の必要性や効果などを精査し、これを国民に対して明らかにすることは政府の責務である。

このため、各府省は、事業の優先度や他の事業との整合性も勘案しながら、上記提言に示された事項に基づき、復興関連事業の立案を行うものとし、事業概要や成果目標、活動指標等の復興関連事業の精査に必要な事項については、行政刷新会議事務局から各府省に対し別途示すこととする。